様式第12号

（参考）

**企業等の農業参入に関する協定書**

　○○○〔市町〕（以下「甲」という。）と○○○〔参入企業等〕（以下「乙」という。）とは、乙が香川県○○○〔市町〕で、営農を行うことに関し、その適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

**（信義誠実）**

第１条　甲及び乙は、この協定の趣旨を理解し、信義誠実の原則に従って、この協定に定める事項を履行するものとする。

**（計画の概要）**

第２条　乙は、次の表に掲げる営農を　　　　年　　月から開始するものとし、甲は、その実現に向け支援及び協力を行うものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農の内容  （作付作物名） | 営農を行う農地等の所在、面積等 | | | | | 備考 |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積(ａ) | 権利の内容 |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |
|  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借 |  |

**（地域の農業における役割分担）**

第３条　乙は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うものとする。

２　乙は、営農を行う農地等の所在する地域（以下「営農地域」という。）の農業の維持発展に関する話し合いに参加するよう努めるものとする。

３　乙は、営農を行う農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守するとともに、獣害被害対策への協力を行うものとする。

４　乙は、前３項に規定する役割を担うため、営農に常時従事する乙の業務執行役員のうち少なくとも１人をその任に当たらせるものとする。

**（環境保全への協力）**

第４条　乙は、営農地域の住民が健康で良好な生活を維持できる環境を保全するよう努めるものとする。

２　乙は、営農を行う農地等及びその周辺を清潔に保ち、美化等環境整備に努めるものとする。

３　甲は、乙に対して必要な情報を提供し、乙と地域住民が良好な関係を維持できるよう努めるものとする。

**（地域振興への協力）**

第５条　乙は、地域振興の観点に立って、営農を行う農地等の整備並びに営農の実施に伴い必要となる物資、資材及び役務の調達に当たっては、営農を健全に行う上で適切とされる範囲において、できる限り営農地域又はその周辺地域（以下「地元」という。）から優先して調達するよう努めるものとする。

２　乙は、甲が行う地域振興を目的とした活動について、甲から協力を要請された場合は、可能な限り支援及び協力を行うものとする。

**（雇用の確保における地元の優先）**

第６条　甲は、乙の労働力の確保及び充足に積極的に協力し、そのために必要な情報の提供等を行うものとし、乙は、雇用の確保に当たっては、地元の住民の雇用を優先するよう配慮するものとする。

**（地域社会との調和）**

第７条　乙は、甲の助言及び協力を得ながら、営農地域の農業者、農協等を含め地域社会との調和及び協調に努めるものとする。

**（事前通知）**

第８条　乙は、経済情勢その他不測の事態又は事故の発生により、事業の縮小又は撤退等の措置を講ずる必要が生じた場合は、事前に甲に通知し、その対応策について甲の意見を聴取した上で、最善の措置を講ずるよう努めるものとする。

**（疑義の決定）**

第９条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書の内容に疑義を生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び立会人がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　（甲）香川県○○市（町）○○○△△番地△

**香川県○○○〔市町〕**

**代表者　○○○長　○○○○　　　　　　　　　　　　印**

　　　　　　　　　　　　　（乙） （主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　 （名称及び代表者の氏名）　　　　　 　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　（立会人）　　○○○○　　○　○　　○　○　　　　　　　㊞